（合意分割をした場合における改正後私学共済規則の準用）

第六条　改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、改正後私学共済規則第五十七条により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の二の規定を準用する。この場合において、同規則第七十八条の六第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間（以下「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。）とする。

（三号分割をした場合における改正後私学共済規則の準用）

第七条　改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、改正後私学共済規則第六十二条により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の二の規定を準用する。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加入者期間」と、第七十八条の二十第一項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、「障害厚生年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項」と、「法第七十八条の四第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第五十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七」とする。

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（第三条から前条までに係るものを除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則（第十七条第二項、第十七条の二第五項、第二十条第二項第二号、第三十四条の二第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十三条第四項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三条第四項
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）	受給権者
第十七条の二第二項	受給権者等	受給権者
	受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者	受給権者

第十七条の二第六項	年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二の二	年金である給付及び生年月日	改正前私学共済法による職域加算額、生年月日、住所及び基礎年金番号
第十七条の三	及び住所	、住所及び基礎年金番号
	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第二十条第一項	住居表示が変更されたとき、受給代表者を変更しようとするとき	住居表示が変更されたとき
	住所及び年金証書	住所、基礎年金番号及び年金証書
第二十条第二項	戸籍抄本	戸籍抄本（事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
	受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第二十条第三項	転居又は住居表示の変更	転居、住居表示の変更又は改氏名
第二十条第五項	法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）
第二十一条第一項第一号	退職共済年金及び住所	旧職域加算退職給付、住所及び基礎年金番号
第二十二条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付